

平成26年2月18日厚生労働省告示第31号の内容

○厚生労働省告示第三十一号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号)第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十六年年度の医療保険者の納付金の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十六年年度の医療保険者の納付金の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額

区 分	率 又 は 額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。)第六条第三項に規定する算定率	〇・〇〇二六六二一〇
省令第七条第二号に規定する率	一・一三七三五七〇九
省令第八条第一項第二号に規定する率	〇・九八二四八二三二
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	六三、二七〇円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	五五、四六六円

平成24年度の納付金の精算に係る利息分等の算定に要する率

平成24年度から平成26年度の介護給付費等の見込伸び率

平成24年度から平成26年度の第2号被保険者数の見込伸び率

平成26年度における第2号被保険者の1人当たり負担見込額

平成24年度における第2号被保険者の1人当たり負担額